

令和8年2月9日

建設緑政局関係議案資料 (その2)

議案第5号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定
について

建設緑政局

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について (等々力陸上競技場整備基金の設置目的等の変更)

1 等々力陸上競技場整備基金の概要

(1) 設置の背景

等々力陸上競技場は、川崎市ホームタウンスポーツ推進パートナーである、プロスポーツ市民クラブ「川崎フロンターレ」のホームスタジアムとなっており、競技や観戦が快適かつ安全に行われるための環境整備の資金に充てるため、設置したもの。

(2) 設置の目的

等々力陸上競技場整備の資金に充てる。



(3) 設置時期

平成21年12月

(4) 現在高（令和7年12月末現在）

約8,950万円（基金の原資：寄附金）

（等々力陸上競技場）

(5) これまでの活用状況

平成26年度メインスタンド改築費用（3,000万円）に活用

2 変更の背景

等々力緑地には、等々力陸上競技場のほか、とどろきアリーナ、補助競技場、テニスコート、運動広場、釣池などの様々な施設が設置されており、これらの施設の老朽化や防災対策の必要性、社会状況の変化への対応など、様々な課題が顕在化している状況であった。

そのため、令和4年2月に等々力緑地再編整備実施計画を改定し、令和5年4月からPFI法に基づく事業手法を活用し再編整備と管理運営を一体の事業とした等々力緑地再編整備・運営等事業を開始している。

建設物価の高騰等のため、事業費の精査、財源確保の検討等が課題となっている中でも、地域のシンボルとなるような魅力的な球技専用スタジアム等の施設整備を含め、緑地全体の再編整備が求められている。

3 変更内容

(1) 変更内容

	基金の種類	設置の目的
変更前	等々力陸上競技場整備基金	等々力陸上競技場整備の資金に充てる。
変更後	等々力緑地施設整備事業基金	等々力緑地の球技専用スタジアムその他施設の整備事業の資金に充てる。

* 現在実施している等々力緑地再編整備・運営等事業に伴い、現在の等々力陸上競技場は球技専用スタジアムに、補助競技場は（新）陸上競技場に再編整備を行う。

(2) 変更時期

令和8年4月1日

(3) 変更前に積み立てた基金の取り扱い

変更前に積み立てた基金については、現等々力陸上競技場の球技専用スタジアムへの再編整備に係る整備費に充てる。

4 今後について

ふるさと納税等により寄附を募り、再編整備期間中は、各施設の整備費に充てる。

また、再編整備後は大規模修繕等に向け、寄附を募り、基金に積み立てる予定である。

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について (等々力陸上競技場整備基金の設置目的の変更等)

参考資料

5 等々力緑地再編整備事業について

主な整備対象施設

- ・等々力陸上競技場 ⇒ 球技専用スタジアム化
陸上競技場のトラックを廃止し、観戦環境を向上
- ・補助陸上競技場 ⇒ (新) 陸上競技場
第2種公認、ランニングステーションを整備
- ・とどろきアリーナ ⇒ (新) とどろきアリーナ
- ・テニスコート
現位置から移設し10面から12面へ増設・クラブハウスを新設
- ・サッカー場
第2サッカー場を人工芝化・クラブハウスを新設
- ・ストリートスポーツ広場【新設】
- ・みんなのはらっぱ【新設】
新たに誰もが心地よく過ごせ、催し物も開催できる広場を整備
- ・釣池
防災機能を強化・水質改善
- ・(新) 運動広場・多目的広場
現位置から移設し再整備



6 再編整備スケジュール（令和8年1月現在）

R12.3
再編整備工事(行政施設)完成

番号	今期予算	今期実績	今期予算	今期実績	今期予算	今期実績
1 (新) 陸上競技場						
2 球技専用スタジアム						
3 旧市民ミュージアム解体						
4 (新) とどろきアリーナ・ スポーツセンター・プール						
5 既存アリーナ解体						
6 (新) テニスコート						
7 第2サッカー場						
8 ストリートスポーツ広場						
9 (新) 催し物広場						
10 釣池(可動堰)						
11 (新) 運動広場・多目的広場						
12 小規模施設						
13 公園基盤施設						
14 自由提案施設(正面広場)						
15 自由提案施設(こもれびの森周辺)						
16 自由提案施設(スタジアム周辺)						

R7.10 解体工事着手

R7.12 施設整備工事着手

川崎市基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																				
<p>○川崎市基金条例 昭和46年3月23日条例第2号 (種類及び目的)</p> <p>第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の種類</th><th>設置の目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営住宅等敷金基金</td><td>市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。</td></tr> <tr> <td>奨学事業基金</td><td>奨学事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>財政調整基金</td><td>財政の健全な運営に資するための資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>勤労者福祉共済事業基金</td><td>勤労者福祉共済事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金</td><td>民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>公害健康被害補償事業基金</td><td>公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>港湾整備事業基金</td><td>港湾整備事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>減債基金</td><td>市債の償還の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>文化振興基金</td><td>文化振興事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>緑化基金</td><td>都市緑化推進事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>市営住宅等修繕基金</td><td>市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>心身障害者福祉事業基金</td><td>心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。</td></tr> </tbody> </table>	基金の種類	設置の目的	市営住宅等敷金基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。	奨学事業基金	奨学事業の資金に充てる。	財政調整基金	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。	勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。	民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。	公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。	港湾整備事業基金	港湾整備事業の資金に充てる。	減債基金	市債の償還の資金に充てる。	文化振興基金	文化振興事業の資金に充てる。	緑化基金	都市緑化推進事業の資金に充てる。	市営住宅等修繕基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充てる。	心身障害者福祉事業基金	心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。	<p>○川崎市基金条例 昭和46年3月23日条例第2号 (種類及び目的)</p> <p>第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の種類</th><th>設置の目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営住宅等敷金基金</td><td>市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。</td></tr> <tr> <td>奨学事業基金</td><td>奨学事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>財政調整基金</td><td>財政の健全な運営に資するための資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>勤労者福祉共済事業基金</td><td>勤労者福祉共済事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金</td><td>民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>公害健康被害補償事業基金</td><td>公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>港湾整備事業基金</td><td>港湾整備事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>減債基金</td><td>市債の償還の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>文化振興基金</td><td>文化振興事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>緑化基金</td><td>都市緑化推進事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>市営住宅等修繕基金</td><td>市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>心身障害者福祉事業基金</td><td>心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。</td></tr> </tbody> </table>	基金の種類	設置の目的	市営住宅等敷金基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。	奨学事業基金	奨学事業の資金に充てる。	財政調整基金	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。	勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。	民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。	公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。	港湾整備事業基金	港湾整備事業の資金に充てる。	減債基金	市債の償還の資金に充てる。	文化振興基金	文化振興事業の資金に充てる。	緑化基金	都市緑化推進事業の資金に充てる。	市営住宅等修繕基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充てる。	心身障害者福祉事業基金	心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。
基金の種類	設置の目的																																																				
市営住宅等敷金基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。																																																				
奨学事業基金	奨学事業の資金に充てる。																																																				
財政調整基金	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。																																																				
勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。																																																				
民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。																																																				
公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。																																																				
港湾整備事業基金	港湾整備事業の資金に充てる。																																																				
減債基金	市債の償還の資金に充てる。																																																				
文化振興基金	文化振興事業の資金に充てる。																																																				
緑化基金	都市緑化推進事業の資金に充てる。																																																				
市営住宅等修繕基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充てる。																																																				
心身障害者福祉事業基金	心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。																																																				
基金の種類	設置の目的																																																				
市営住宅等敷金基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。																																																				
奨学事業基金	奨学事業の資金に充てる。																																																				
財政調整基金	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。																																																				
勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。																																																				
民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。																																																				
公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。																																																				
港湾整備事業基金	港湾整備事業の資金に充てる。																																																				
減債基金	市債の償還の資金に充てる。																																																				
文化振興基金	文化振興事業の資金に充てる。																																																				
緑化基金	都市緑化推進事業の資金に充てる。																																																				
市営住宅等修繕基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充てる。																																																				
心身障害者福祉事業基金	心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。																																																				

改正後		改正前	
災害児等援護事業基金	災害児等援護事業の資金に充てる。	災害児等援護事業基金	災害児等援護事業の資金に充てる。
国際交流基金	国際交流事業の資金に充てる。	国際交流基金	国際交流事業の資金に充てる。
地域環境保全基金	地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てる。	地域環境保全基金	地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てる。
長寿社会福祉振興基金	地域福祉事業の資金に充てる。	長寿社会福祉振興基金	地域福祉事業の資金に充てる。
都市整備事業基金	都市計画事業及び都市施設の整備事業の資金に充てる。	都市整備事業基金	都市計画事業及び都市施設の整備事業の資金に充てる。
資源再生化基金	資源再生化事業の資金に充てる。	資源再生化基金	資源再生化事業の資金に充てる。
鉄道整備事業基金	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置及び駅改良の資金に充てる。	鉄道整備事業基金	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置及び駅改良の資金に充てる。
競輪施設等整備事業基金	競輪施設等の整備事業の資金に充てる。	競輪施設等整備事業基金	競輪施設等の整備事業の資金に充てる。
介護保険給付費準備基金	介護保険事業の保険給付等の資金に充てる。	介護保険給付費準備基金	介護保険事業の保険給付等の資金に充てる。
競輪事業運営基金	競輪事業の円滑な運営のための資金に充てる。	競輪事業運営基金	競輪事業の円滑な運営のための資金に充てる。
等々力緑地施設整備事業基金	等々力緑地の球技専用スタジアムその他施設の整備事業の資金に充てる。	等々力陸上競技場整備基金	等々力陸上競技場整備の資金に充てる。
大規模災害被災者等支援基金	大規模災害の被災者等の支援事業の資金に充てる。	大規模災害被災者等支援基金	大規模災害の被災者等の支援事業の資金に充てる。
川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業の資金に充てる。	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業の資金に充てる。
動物愛護基金	動物愛護事業の資金に充てる。	動物愛護基金	動物愛護事業の資金に充てる。
子ども・若者応援基金	頑張る子ども・若者を応援する事業の資金に充てる。	子ども・若者応援基金	頑張る子ども・若者を応援する事業の資金に充てる。

改正後		改正前	
国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業の財政の健全な運営に資するための資金に充てる。	国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業の財政の健全な運営に資するための資金に充てる。
スポーツ振興基金	スポーツ振興事業の資金に充てる。	スポーツ振興基金	スポーツ振興事業の資金に充てる。
災害救助基金	災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく費用の支弁の財源に充てる。	災害救助基金	災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく費用の支弁の財源に充てる。
墓地整備事業基金	墓地整備事業の資金に充てる。	墓地整備事業基金	墓地整備事業の資金に充てる。
学校給食運営基金	学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる。	学校給食運営基金	学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる。
(2) 運用基金		(2) 運用基金	
基金の種類	設置の目的	基金の種類	設置の目的
土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得する資金に充てる。	土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得する資金に充てる。
2 前項に規定する設置の目的のほか、金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生した場合は、基金を相殺による借入金の償還その他の債務の履行の資金に充てることができる。	2 前項に規定する設置の目的のほか、金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生した場合は、基金を相殺による借入金の償還その他の債務の履行の資金に充てることができる。		